

鈴鹿市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鈴鹿市防災会議条例（昭和 38 年鈴鹿市条例第2号）第6条の規定に基づき、鈴鹿市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 会長に事故があったときは、副市長である委員がその職務を代理する。

(異動の報告)

第3条 機関の代表として任命されている委員に異動があったときは、その後任者は速やかにその職名、氏名、異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の書面開催)

第5条 前条の規定にかかわらず、災害等のやむを得ない事情により委員の招集が困難であると会長が認める場合は、会長は委員の招集を行わず、書面による会議（以下「書面会議」という。）を開催することができる。

2 書面会議における議決は、議案への可否を示した議決権行使書により行い、全委員の過半数の承認をもって決する。ただし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

3 書面会議の公開及び会議録の取扱いは、第8条及び第9条の規定にかかわらず、書面会議に使用した資料及び議決結果の公表をもって代えるものとする。

(委員の代理者)

第6条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その委員の属する機関から代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は委員とみなす。

(報酬)

第7条 防災会議の報酬については、鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 24 年鈴鹿市条例第 58 号）第2条第2項の定めるところによる。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて支給する。ただし、書面会議の場合は、議決権行使書の提出をもって出席とみなすものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合であって、会議の議決により非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議録)

第9条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の職名及び氏名

(3) 議事の件名及び概要

(4) その他必要と認める事項

(庶務)

第10条 会議に関する庶務は、防災危機管理課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。